投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日
2025年3月11日

Asset Management One

日本3資産ファンド［安定コース・成長コース］
愛称：円のめぐみ

追加型投信／国内／資産複合

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	資産複合	その他資産（投資信託証券※）	年12回（毎月）	日本	ファミリーファンド

※投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合（株式・債券・不動産投信）／資産配分固定型」です。
◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

この目論見書により行う「日本3資産ファンド　安定コース」および「日本3資産ファンド　成長コース」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2025年3月10日に関東財務局長に提出しており、2025年3月11日にその効力が生じております。

◆上記各ファンドを総称して「日本3資産ファンド」または「日本3資産ファンド［安定コース・成長コース］」ということがあります。また、それぞれを「安定コース」、「成長コース」または「ファンド」ということがあります。

■ 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
■ ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下、「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
■ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
■ ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
■ ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉［ファンドの運用の指図を行う者］

アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者登録番号:関東財務局長（金商）第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円（2024年12月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額:20兆364億円（2024年12月末現在）

委託会社への照会先
【コールセンター】
0120-104-694
（受付時間:営業日の午前9時～午後5時）
【ホームページアドレス】
https://www.am-one.co.jp/

〈受託会社〉［ファンドの財産の保管および管理を行う者］

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

各ファンドは、主としてわが国の株式、公社債および不動産投資信託証券（J-REIT）への分散投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 国内の3つの資産（株式、公社債、J-REIT）へ分散投資を行います。

●国内資産にのみ投資しますので、為替変動リスクはありません。
●各資産への投資は、各マザーファンドを通じた「ファミリーファンド方式」により行います。
※マザーファンド受益証券への投資比率は、高位を維持することを基本とします。

2 「安定コース」「成長コース」からご選択いただけ、いつでも無手数料でスイッチング（乗換え）が可能です。

※販売会社によっては「安定コース」もしくは「成長コース」のどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。
●3つの資産への基本配分比率が異なる2コースからお選びいただけます。

安定コース

国内公社債の組入比率を高め、資産の安定性を重視したコースです。

◉基本配分比率

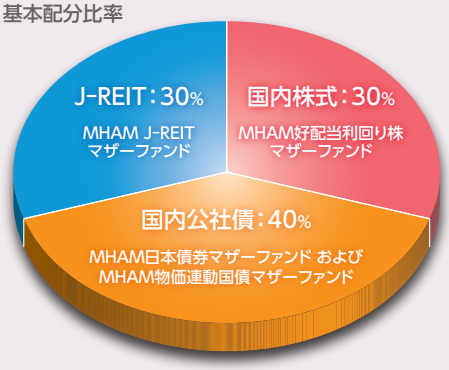

◉配分比率の調整範囲

資産（マザーファンド）	調整範囲
国内株式（MHAM好配当利回り株マザーファンド）	30% ±5%
国内公社債（MHAM日本債券マザーファンド および MHAM物価連動国債マザーファンド）	40% ±10%
J-REIT（MHAM J-REITマザーファンド）	30% ±5%

成長コース

国内株式の組入比率を高め、資産の成長性を重視したコースです。

◉基本配分比率

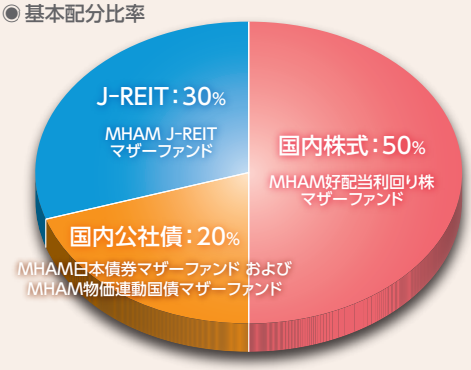

◉配分比率の調整範囲

資産（マザーファンド）	調整範囲
国内株式（MHAM好配当利回り株マザーファンド）	50% ±10%
国内公社債（MHAM日本債券マザーファンド および MHAM物価連動国債マザーファンド）	20% ±5%
J-REIT（MHAM J-REITマザーファンド）	30% ±5%

※各ファンドの資金状況および各資産の市況動向等によっては、基本配分比率に対し上記の調整範囲内で配分比率を調整することを基本とします。
※国内公社債への配分比率は、「MHAM日本債券マザーファンド」および「MHAM物価連動国債マザーファンド」の合計比率とし、その配分比率の内訳は、マクロ経済分析、わが国の物価連動国債市場分析等を基に決定します。ただし、「MHAM物価連動国債マザーファンド」への配分比率は、「MHAM日本債券マザーファンド」への配分比率を原則として上回りません。（配分比率の内訳については今後変更となる場合があります。）

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

●安定コースと成長コース間のスイッチングが無手数料で行えます。

※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、またはスイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合等があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

※スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額(1口につき、換金申込受付日の基準価額の0.3%)および税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご留意ください。

ファミリーファンド方式について

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

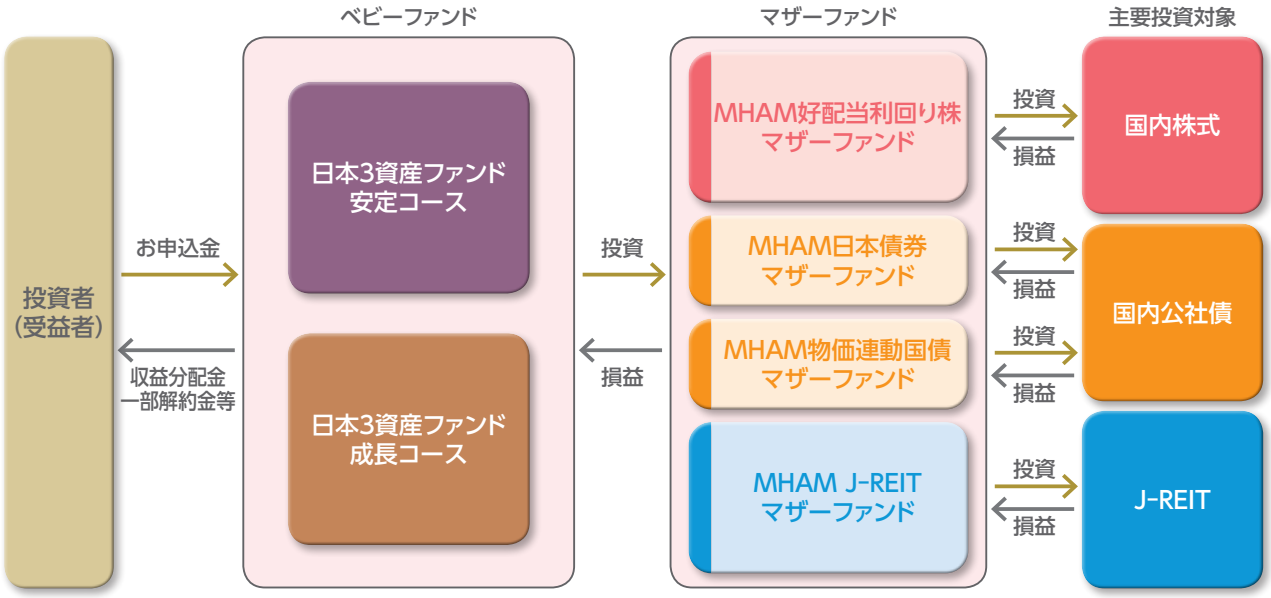

■マザーファンドの概要

ファンド名	MHAM好配当利回り株マザーファンド	MHAM日本債券マザーファンド
投資態度	•主としてわが国の株式のうち、予想配当利回りが市場平均と比較して高いと判断される銘柄を中心に投資を行い、高水準の配当収入の確保を図るとともに、中長期的な株価の値上がり益の獲得を目指します。 •業績動向、財務内容の健全性、流動性等に留意し、今後安定的な配当が予想され、かつ、円滑な売買取引が可能と判断される銘柄を中心に選別します。 •株式への投資比率は、原則として高位を維持します。	•主としてわが国の公社債に投資を行い、NOMURA-BPI総合※を中・長期的に上回る運用成果を目指します。 ※「NOMURA-BPI総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために開発した経過利子込時価総額加重型の投資収益指数です。 •原則として、BBB格相当以上の格付けを有する公社債を投資対象とします。 •マクロ経済および市場動向を分析した上で、デュレーション分析、個別銘柄分析等を行い投資戦略を決定します。 •公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。

ファンド名	MHAM物価連動国債マザーファンド	MHAM J-REITマザーファンド
投資態度	•主としてわが国の物価連動国債に投資を行い、将来のインフレリスクをヘッジし、実質的な資産価値の保全を図りつつ、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。 •物価連動国債を中心とした公社債の平均残存期間は、7年±3年程度を基本とします。 ＊物価連動国債の発行状況によっては、上記の平均残存期間の範囲に沿った運用が困難となる場合があります。 •公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。	•主としてわが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券(J-REIT)に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。 •各銘柄の信用リスク、流動性リスク等を勘案した上で、各銘柄の収益・配当等の予想に基づき、銘柄選択を行います。 •不動産投資信託証券への投資は、原則として高位を維持することを基本とします。

NOMURA-BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

3 毎月10日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、原則として安定した収益分配を行うことを目指します。

▸▸▸ 分配方針

◆分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。

◆分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として利子・配当収入相当分を中心に安定した収益分配を行うとともに、売買益等についても継続的に分配を行う基本方針のもと、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

◆収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※「原則として利子・配当収入相当分を中心に、安定した収益分配を行うとともに、売買益等についても継続的に分配を行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

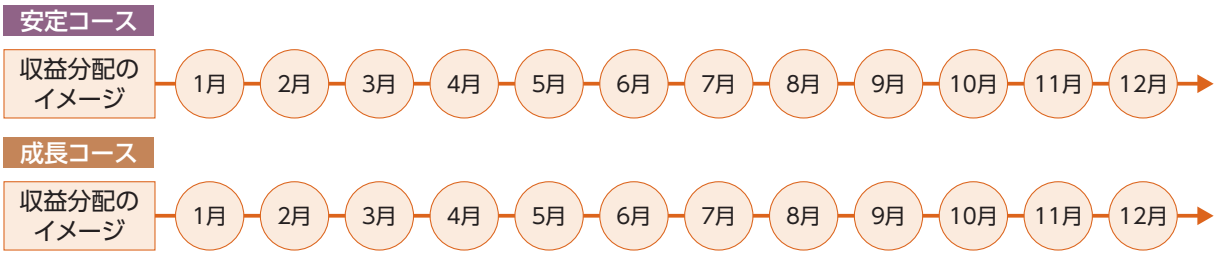

※上記の図は、収益分配のイメージを示したものであり、各ファンドの将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

各ファンドの主な投資制限

株式	安定コース 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45%以下とします。
	成長コース 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の65%以下とします。
同一銘柄の株式	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投資信託証券	投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への投資は行いません。
デリバティブ取引	デリバティブ取引を利用することができます。
非株式（株式以外の資産）	成長コース 非株式への実質投資割合は、原則として信託財産総額の75%以下とします。

※コースの記載のないものは、各ファンド共通

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

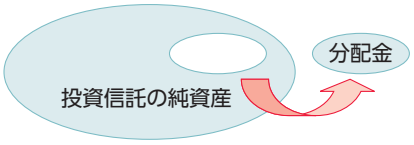

◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

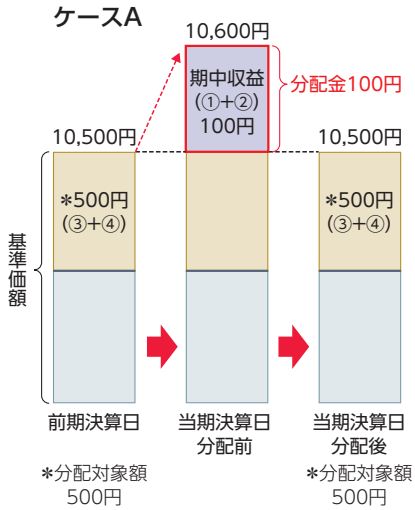

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

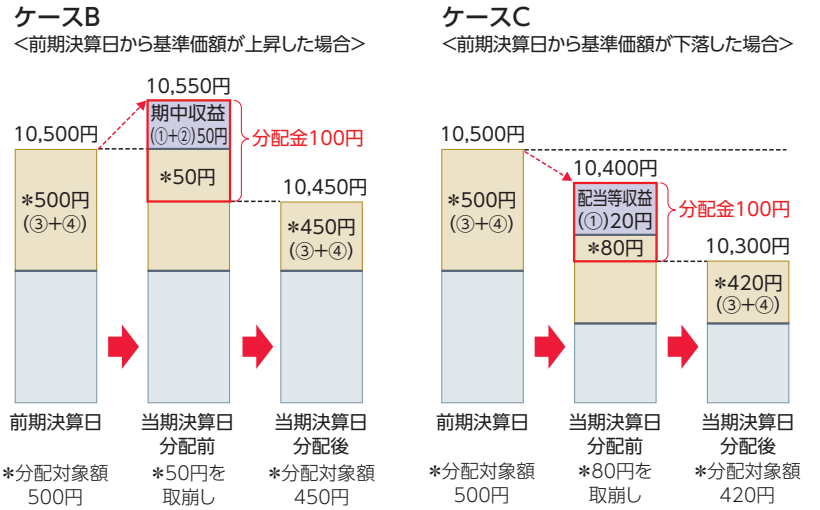

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
ケースB:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
ケースC:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。

◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

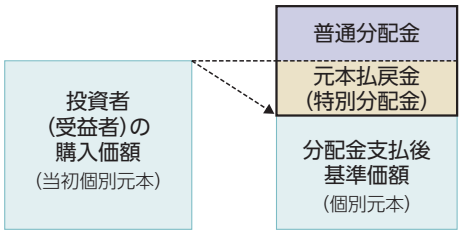

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

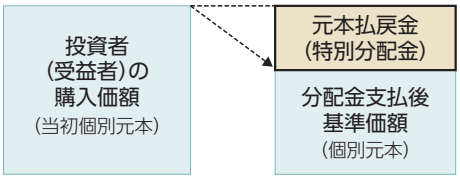

普通分配金　:個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

各ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。
各ファンドでは、わが国の株式、公社債および不動産投資信託証券に資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合等には、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。
各ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

金利変動リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因等となります。
一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

不動産投資信託証券の価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
各ファンドが投資する不動産投資信託証券の市場価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信　用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。
各ファンドが投資する株式の発行企業および不動産投資信託証券や公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

物価連動国債にかかる物価変動リスク

物価の下落は、基準価額の下落要因となります。
物価の下落は、各ファンドが投資する物価連動国債の価格にマイナスの影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、将来の物価変動に対する市場予想の変動も、物価連動国債の市場価格に影響を及ぼします。

投資リスク

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があり、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 各ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、換金請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受付けを取り消すことがあります。
- 各ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

安定コース

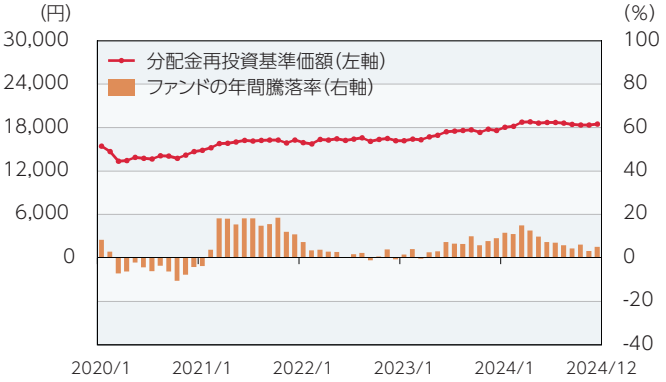

成長コース

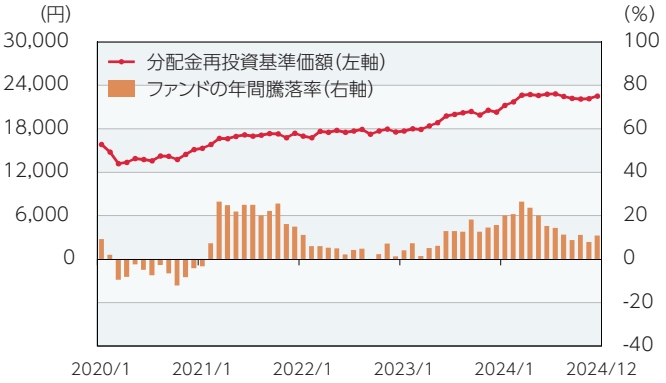

＊ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
＊ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

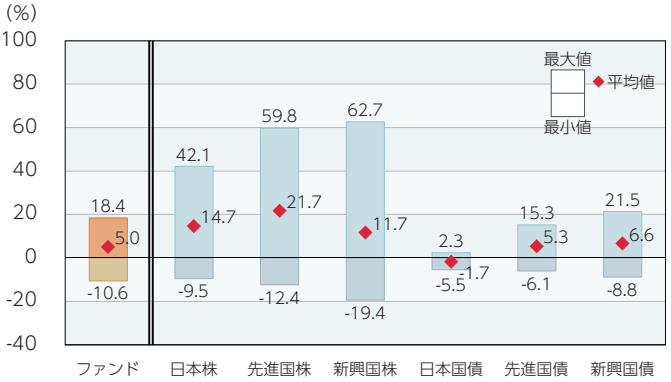

2020年1月～2024年12月

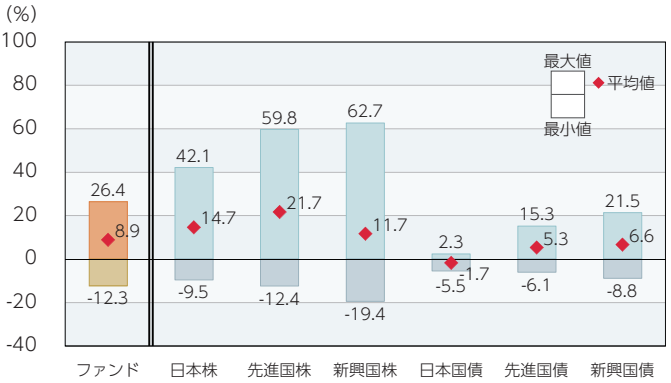

2020年1月～2024年12月

＊上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

データの基準日:2024年12月30日

基準価額・純資産の推移 《2014年12月30日～2024年12月30日》

安定コース

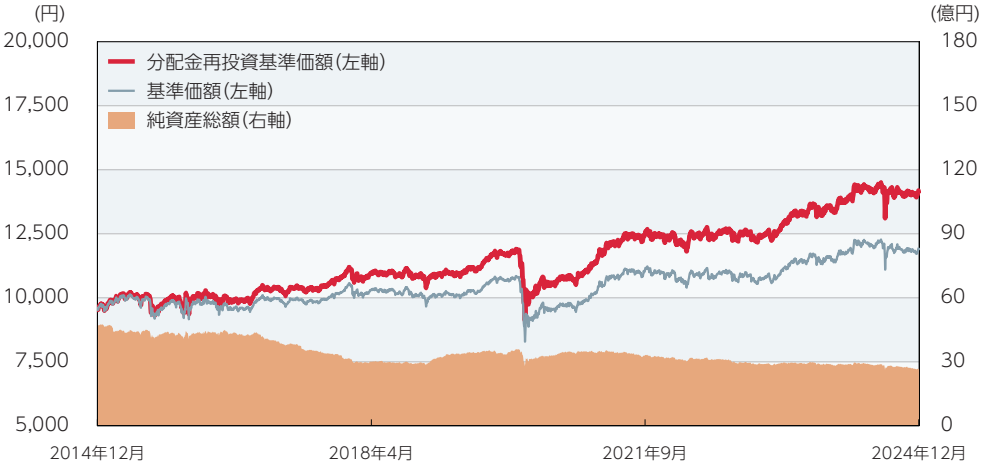

成長コース

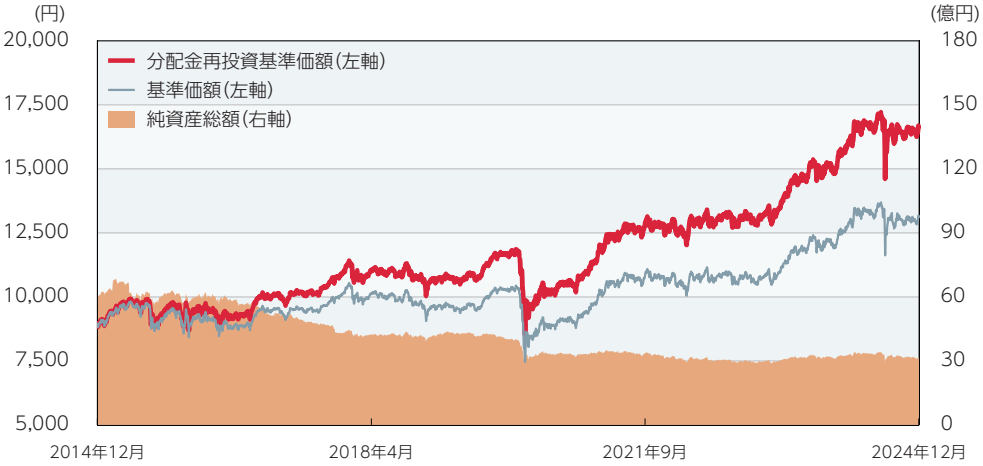

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2006年12月28日)

分配の推移(税引前)

安定コース

2024年 8月	15円
2024年 9月	15円
2024年10月	15円
2024年11月	15円
2024年12月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	3,865円

成長コース

2024年 8月	20円
2024年 9月	20円
2024年10月	20円
2024年11月	20円
2024年12月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	4,500円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

安定コース

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	MHAM好配当利回り株マザーファンド	30.13
2	MHAM　J-REITマザーファンド	29.76
3	MHAM日本債券マザーファンド	27.16
4	MHAM物価連動国債マザーファンド	11.52

成長コース

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	MHAM好配当利回り株マザーファンド	51.59
2	MHAM　J-REITマザーファンド	29.56
3	MHAM日本債券マザーファンド	11.73
4	MHAM物価連動国債マザーファンド	5.84

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

運用実績

データの基準日:2024年12月30日

■MHAM好配当利回り株マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	東京海上ホールディングス	株式	日本	保険業	8.25
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	5.91
3	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	5.52
4	伊藤忠商事	株式	日本	卸売業	5.38
5	オリックス	株式	日本	その他金融業	4.33

■MHAM日本債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	156回　利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.2	2027/12/20	6.15
2	173回　利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.6	2029/9/20	3.89
3	152回　利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.1	2027/3/20	3.83
4	457回　利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.1	2026/2/1	3.22
5	140回　利付国庫債券(20年)	国債証券	日本	1.7	2032/9/20	3.17

■MHAM物価連動国債マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	24回　物価連動国債(10年)	国債証券	日本	0.1	2029/3/10	21.61
2	26回　物価連動国債(10年)	国債証券	日本	0.005	2031/3/10	17.87
3	28回　物価連動国債(10年)	国債証券	日本	0.005	2033/3/10	14.14
4	23回　物価連動国債(10年)	国債証券	日本	0.1	2028/3/10	13.97
5	29回　物価連動国債(10年)	国債証券	日本	0.005	2034/3/10	12.54

■MHAM J−REITマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	KDX不動産投資法人	投資証券	日本	10.09
2	野村不動産マスターファンド投資法人	投資証券	日本	9.75
3	ラサールロジポート投資法人	投資証券	日本	7.12
4	GLP投資法人	投資証券	日本	7.08
5	日本都市ファンド投資法人	投資証券	日本	6.19

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

運用実績

データの基準日:2024年12月30日

年間収益率の推移(暦年ベース)

安　定　コ　ー　ス

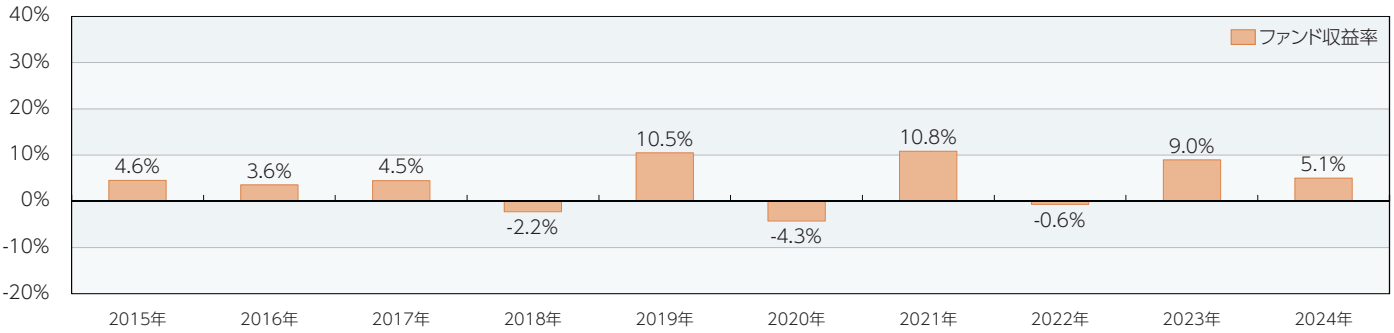

成　長　コ　ー　ス

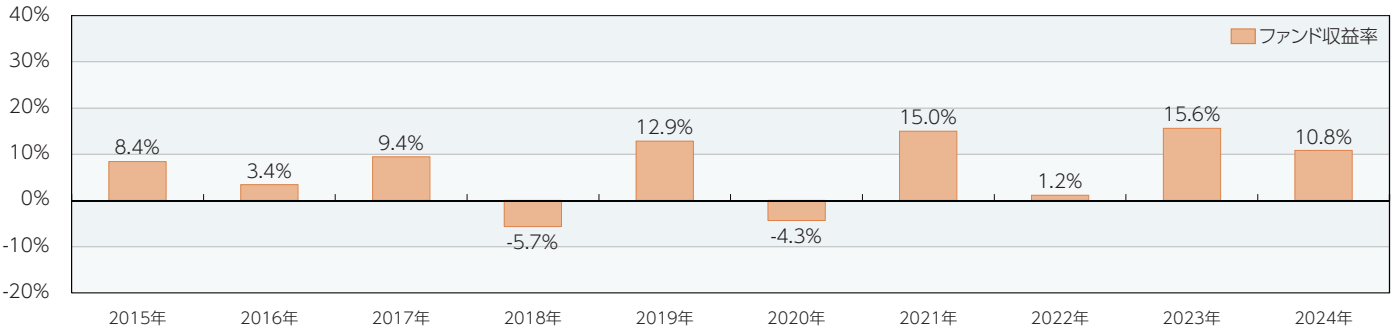

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年3月11日から2025年9月10日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限(2006年12月28日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 •信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 •やむを得ない事情が発生したとき。 •各ファンドにおいて信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンドにおいて5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	6月、12月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 各ファンドは、NISAの対象ではありません。 安定コース　配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 成長コース　配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。
その他	販売会社によっては「安定コース」もしくは「成長コース」のどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用(信託報酬)	各ファンドの運用管理費用(信託報酬)およびその配分は、日々の純資産総額に対して以下の通りとします。

ファンド名 信託報酬税込(税抜)	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)(年率) 委託会社	販売会社	受託会社
安定コース 年率0.99%(税抜0.90%)	0.40%	0.45%	0.05%
成長コース 年率1.10%(税抜1.00%)	0.45%	0.50%	0.05%
主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率
※各ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき各ファンドから支払われます。

その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 •組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 •信託事務の処理に要する諸費用 •外国での資産の保管等に要する費用 •監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※上場投資信託(不動産投資信託証券)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託(不動産投資信託証券)の費用は表示しておりません。

手続・手数料等

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分　配　時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2024年12月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

ファンド名	総経費率（①+②）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
安定コース	0.99%	0.99%	0.00%
成長コース	1.10%	1.10%	0.00%

（表示桁数未満を四捨五入）

※対象期間:2024年6月11日～2024年12月10日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、各ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

MEMO

当ページは目論見書の内容ではありません。

Asset
Management
One